

石垣市長 中山 義隆 様

署名に対する「精査」の中止を求める

11月9日付け、八重山毎日新聞において「反対署名、市が精査へ」との見出しで、「市選管が管理する選挙人名簿と照らし合わせ、署名数を確定する。」との報道があった。このことに関し、以下の3点について申し入れる。

第1に、「石垣島に軍事基地をつくらせない市民連絡会」（以下「市民連絡会」）が提出した署名は、政策的趣旨への賛同署名である。行政に求められるのは、受理義務と誠実に処理する義務である。

地方自治法74条に規定される直接請求を求める署名の場合は、署名者数だけでなく、有権者であるか否か、当該地域住民であるか否かなど正確な調査のための手続きが規定されているが、今回のような賛同署名には、手続き規定は存在しない。署名数の確定には重複チェックで十分であり、署名を選挙人名簿と照らし合わせ「精査」する行為は、どういう根拠に基づくものか明らかにされたい。

そもそも、当該署名は18歳以上の石垣市民を対象に集めたものである。市民とは、「市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する人」と自治基本条例に規定されており、選挙人名簿との照合の必要性はどこにも存在しない。

また、選挙人名簿の閲覧規定①登録の有無の確認②政治活動・選挙活動③調査研究のいずれにも該当せず、「精査」と称して選挙人名簿を閲覧することは閲覧の目的外利用で違法である。

第2に、署名は、住民の意思表示まさに憲法で保障される「表現の自由」「請願権」に基づく権利の行使である。表現の自由は、基本的人権のうちでも極めて高度の尊重を要する権利であり、法律によってみだりに制限することや、事前・事後において不利益や不当な圧力を及ぼし、国民を委縮させることは許されないとされる。自治基本条例においても、「市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的扱いを受けない」と謳われている。

第3に、市長は署名に対して「中身を確認したい」という議会答弁をしたが、このような「精査」は署名者の個人情報やプライバシーを侵害し、署名行動を委縮させるもので断じて容認できない。市長が民意を正確に把握したいのであれば、アンケートや住民投票などの方法がある。自らは住民投票を否定しながら、市民の署名に対してこのような「精査」を行うのは2重に市民の意思を踏みにじるものである。

よって、「市民連絡会」が提出した署名に対し、選挙人名簿との照合という「精査」に断固抗議し、直ちに中止を求める。

尚、本申し入れに対し、1週間以内に文書による回答を求める。

以 上

2017年11月14日

石垣島に軍事基地をつくらせない市民連絡会

共同代表 上原 秀政
金城 哲浩
波照間 忠
嶺井 善
八重 洋一郎